

# 子ども・子育て支援新制度の問題点

檜垣博子

## はじめに

「チルドレンファースト」を党の理念に掲げる民主党を中心とする政権は政権発足後、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（2009(平成21)年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムの構築について検討を行うため2010(平成22)年1月に少子化社会対策会議で子ども・子育て新システム検討会議の開催を決定した。「子ども・子育て新システム」は子育て支援のための個人への現金給付、地域での子育て支援事業、自治体関係団体、子育て当事者等で構成する「子ども・子育て会議」（仮称）の設置をも含んだ包括的な枠組みであるが、幼保一体化はその柱とされた<sup>1)</sup>。子ども・子育て新システムと呼ばれた保育制度改革は2012(平成24)年12月の自民党への政権交代後も「子ども・子育て支援新制度」として継続されている。

2012(平成24)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」はその目的として「子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をあげ、基本理念として「子ども・子育て支援の内容及び水準は全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって良質かつ適切なものでなければならない」と謳っている。「子ども・子育て支援新制度」が子ども・子育て支援法に謳われているように、「子どもに良質かつ適切な」育成環境を保障し、「一人一人の子どもが健やかに成長することができるような社会の実現に寄与」していくような制度となっているのか以下に検討していきたい。

## 1 子育て関連3法について

2012(平成24)年8月10日消費税増税を定めた社会保障と税の一体改革法案が可決され、子育て関連3法が成立し、2015(平成27)年4月から子ども・子育て支援の新制度が始まることになっている。子育て関連3法の主な内容として(1)子ども・子育て支援法——認定こども園、幼稚園、保育所を通した共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。(2)認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について単一の施設として認可、指導監督等を一本化した上で学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。(3)関係法律の整備法——上述の2法の施行に伴い、児童福祉法、教育職員免許法など関係する55法の規定が整備された。

### (1)子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法では、制度の基本的理念や枠組みを定めている。認定こども園、幼稚園、保育所は「教育保育施設」とされ、保育所運営費などの現行の補助金が一本化され、「施設型給付金」として個人給付化された。(家庭的保育事業などについても「地域型給付費」として個人給付化されている。)保育所のみ市町村の保育実施義務が残されたため保護者と市町村との契約という形をとり、直接契約方式はとらず、私立保育所には委託費(ただし、施設型給付の計算により支払われることとされ、外見上は施設補助方式)となった。しかし、利用者補助方式への転換という当初の子ども・子育て関連法の本質的部分は修正されなかった。さらに、本法では、給付を受けるための認定の仕組み、給付対象事業者の確認や確保についてなどが定められている。また、地域の子ども・子育て支援事業や子ども・子育て会議について、給付・事業の国・地方の財政負担など制度の仕組みを定めている。

### (2)認定こども園法の一部改正について

2006(平成18)年6月15日「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な

提供の推進に関する法律」(以下認定こども園法)が制定され、同年10月認定こども園の制度が始まった。認定こども園には文部科学省、厚生労働省両方の認可を受ける「幼保連携型」、幼稚園の認可のみの「幼稚園型」、保育所の認可のみの「保育所型」、国の認可、助成は受けず、自治体の制度となる「地域裁量型」に分かれており、幼稚園部分の所管は文部科学省、保育所部分の所管は厚生労働省、運営費に関しては幼稚園(私立に関しては私学助成、幼稚園整備補助金、保護者に対する公立は一般財源)、保育所(私立は保育所運営費国庫負担金 公立一般財源)と複雑な制度となっていた。これらの問題の大きな要因として認定こども園は設置運営に関する根拠法が「認定こども園法」「学校教育法」「児童福祉法」の3法にまたがっており、ひとつの認定こども園に対して行政が関わる内容が幼稚園機能と保育所機能の二つに分かれてしまっていた。通常の幼稚園、保育所と異なり、認定こども園は認可や監査、補助金手続きを幼稚園機能と保育所機能双方で行う必要があり、認定こども園の運営に対して大きな負担となっていた。そのため、本来は幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ総合施設としての役割を期待されていた認定こども園であったが、2013(平成25)年4月1日現在の認定件数は1,099件となっており、幼稚園約14,000、保育所約23,000施設と比較して施設数が伸び悩んでいた。そこで認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園については根拠法を認定こども園法に一本化、内閣府の子ども子育て本部を中心に一元の実施体制を整備していくとしている。幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の施設体系は現行通りとされるが、財政措置は「施設型給付」で一本化されることになった。既存の保育所及び幼稚園からの移行の義務付けはなく、保育所・幼稚園としての事業継続と新幼保連携型を含む認定こども園への移行との選択が可能となっている。

### (3)関係法律の整備法

上述の2法の施行に伴い、児童福祉法、教育職員免許法など関係する55法の規定を整備した。当初の民主党政府案では新システム関連3法案は児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務を廃止し「保育を確保する措置を講ずる」義務に留めようとしていたが、主に保育関係者を中心とした強い反対により総合こ

ども園から新たな「幼保連携型認定こども園」へと修正される中で市町村に保育実施義務が引き続き担われることになった。市町村が児童福祉法第24条の保育の実施義務を担うことに基づく措置として、民間保育所については当分の間現行通り市町村が委託費を支払い利用者負担の徴収も市町村が行う。(利用契約は現行通り市町村と利用者の間となる。ただし、保育の必要性認定は必須である。)

しかしながら、認可保育所の不足などで保育所保育ができないやむを得ない事由がある場合も市町村は「家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護」を行う義務があることを定めた児童福祉法24条第1項ただし書きは改正法では削除された。

ただし書きが削除されたのは、保育所保育を原則とする現行の保育制度と異なり、新制度では保育所以外の多様な保育施設、事業（直接契約施設、事業者）が並存することを踏まえたためと考えられる。改正児童福祉法第24条2項では第1項に規定する保育を必要とする児童に対し、市町村は認定こども園や家庭的保育事業等により「必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」となっており、保育を必要とする児童に必要な保育を確保するための努力義務が市町村に課せられている。従来の24条ただし書きに比べると市町村の保育の実施「義務」ではなく「努力義務」に留まっており、保育所に待機児童が発生した場合、保育所を増設するのではなく、子どもたちを「利用調整」して認定こども園や家庭的保育事業等に斡旋することで、その義務を果たしたことになる。

また、保育所の規定が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」へと変更になった。

改正児童福祉法第39条第1項は「保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20名以上であるものに限り、幼保連携型認定子ども園を除く。）とする。」となっている。

保育の利用については、子ども・子育て支援法では、保育の必要性の認定は保護者の申請を受けた市町村が一定の基準に基づき、保育の必要性を認定した

上で給付を支給する仕組みとなっている（子ども・子育て支援法第19条等）。認定区分は3つで満3歳以上で就学前の保育の必要性のない子ども、満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども、満3歳未満で保育の必要性があると認定された子どもである。保育の必要性の認定を受けた子どもは、さらに保護者の労働時間によって「長時間」「短時間」という保育必要量の区分けが与えられる。「保育が必要」と認定されるのは保護者が働いている家庭が中心で、ひとり親家庭や虐待の危険のある家庭は優先して入所できるように自治体が枠を設けることになっている。認定を受けた保護者には、「優先枠」の有無の他、認定区分と、保護者負担（保育料）区分を記載した「支給認定証」が渡されることになっている。

この他、児童福祉法では、放課後児童健全育成事業の対象をこれまでのおおむね10歳未満からすべての小学生へ拡大する等の改正がなされた。また、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業も新たに規定された。教育職員免許法においても、保育教諭が教育職員として規定された。

## 2 幼保連携型認定こども園における「教育」と「保育」の位置づけについて

子ども・子育て支援法と改正認定こども園法が推進する幼保連携型認定こども園は満3歳以上児の受け入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供する。保育を必要とする子どもには学校教育に加え、保護者の就労時間に応じて保育を提供する。保育を必要とする満3歳未満児については保護者の就労時間に応じて保育を提供するとしている。

つまり、3歳以上児については「教育」をするが、3歳以上児の標準時間以外の時間や3歳未満児については「教育」ではなく「保育」の対象であるとし、「教育」という言葉と「保育」という言葉とその対象を使い分けている。

「保育」という言葉は最初幼稚園における幼児教育の意味で用いられ、その後細民に対する社会事業の一環として都市を中心に開設された託児所においてもこの言葉が一般的に用いられるようになり、乳幼児の保護教育を示す言葉として普及していった。戦後制定された学校教育法、児童福祉法によって新たな

発達をみた幼稚園、保育所においてもやはり「保育」という言葉が乳幼児の保護教育を示すものとして使用されている。

学校教育法第22条では「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする」とされ、幼児期の教育に対して「保育」という言葉が使用されている。また、幼稚園の保育内容の国家的基準を示した「幼稚園教育要領」では「第1章総則 第1 幼児教育の基本」において「幼稚園教育の基本として、「幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。」と述べられている。また、第2章「ねらい及び内容」では「この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。」とし、内容を幼児の発達の側面から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」及び「表現」の5領域に分けて示している。そして、「各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児がさまざまな体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。」として、幼児教育のねらいは幼児の生活の全体を通して展開され、達成されるものであること、内容の指導は幼児の具体的な活動を通して総合的に行うものであることに特に注意を促している。

一方、保育所保育については1965(昭和40)年にわが国保育所保育のガイドラインとして「保育所保育指針」が示され、「保育所の保育は養護と教育が一体となって行うもの」と明記された。その後「保育所保育指針」は2度にわたって改定され、2008(平成20)年の第三次改定では厚生労働大臣による告示として大幅改定がなされ、大綱化、簡素化した新しい保育指針が誕生した。新しい保育指針は従来の保育指針の考えを踏襲し、保育所の役割として「子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている」と述べられている。「養護」及び「教育」については「養護」とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う

援助や関わり」であり、「教育」とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」であり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」及び「表現」の5領域からなっている。そして、「この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。」としている。

「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」を通して幼児教育（保育）のねらいや内容を概観してきたが、保育所においてその対象児が「保育に欠ける」乳幼児すなわち家庭における養護と教育に恵まれない乳幼児であるという点や根拠法が異なり、目的や目標の規定や「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の内容に多少の字句の違いがある点を除くと両者が目指す保育の内実は同様なものであることは明らかである。

「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」とした1963(昭和38)年の文部厚生両省の共同通達、さらに1987(昭和62)年の臨時教育審議会第3次答申における「3歳～6歳については、両者の教育内容は——共通的なものにすることが望まれる」との提言を受けて、保育指針に示された保育内容は「幼稚園教育要領」との同一化がはかられている。「領域」の区分も同一であるし、「領域」に関する考えかたもほぼ一致している。しかしながら、園における生活時間が長く、食事、睡眠、排泄、衣服の着脱など生活の世話を中心とする3歳未満児が在籍する保育所においては、「教育に関わるねらい及び内容」に「養護に関わるねらい及び内容」が加わっているが、実際の保育においては「養護と教育が一体となって展開」されている。例えば、子どものおしめを取り替えるという「養護的」と見える関わりにおいても、言葉によるやさしい語りかけ、清潔にすることの気持ちよさを体感することなど、「教育的」とも言える働きかけが含まれており、どこからが「教育的」でどこからが「養護的」と区分することは難しく、「養護」と「教育」は不即不離の関係にある。

「幼稚園教育要領」においては「養護」という言葉は出てこないが、幼児教育においては「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図る」ための保育者の援助や関わりは教育的な働きかけの基本である。「教育」とは何かを教える部分

であり、「養護」とは乳幼児の世話をする部分であるというように分けて考えられやすいが、保育者との間の信頼関係や子どもの心の安心、仲間との関係の中で居場所があること、生活面におけるしつけや自立への働きかけ、といった「養護的」な関わりは、「子どもの人間として生きることへの大事な配慮」<sup>2)</sup>であり、「養護」の土台であるとともに「教育」の基本でもあって、ここでも「養護」と「教育」は切っても切り離せない関係にある。

しかしながら、すでに見たように幼保連携型認定こども園では3歳以上児の午前中の保育時間を「教育」と呼び、同じ3歳以上児の午後からの保育時間や3歳未満児の保育を「保育」と呼んでいる。このような「教育」と「保育」、「教育」と「養護」の切り離しは、これまで幼児教育や保育の現場で積み重ねられてきた、幼児の生活や遊びに基盤を置いたさまざまな実践の意味を理解しないばかりでなく、「保育」の価値を切り下げ、「幼児教育」の方向性を誤ったものに導いていく可能性が考えられる。

### 3 子ども・子育て支援新制度の問題点

「子ども・子育て支援新制度」については、次のような問題点が指摘される。

第1に、国や地方公共団体がこれまで担ってきた保育に対する公的責任を後退させている点である。すでに述べたように保育所は児童福祉法24条第1項を残すことによって、市町村に保育の実施義務が残ることになった。しかし、他の施設については直接契約となっており、保育料や保育内容の自由化が進んでいくと予想される。これらは保育を公的制度から市場型の保育制度に変更していくものであり、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育の間で園児の獲得をめぐる過度の競争がおきる可能性があるとして指摘されている。雇用の不安定、専門性を継続的に高めていくことが困難となり、結果として保育の質が低下が懸念される<sup>3)</sup>。

第2に、選択肢が多様化し、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（利用定員6人以上19人以下の小規模保育、利用定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）などさまざまな保育施設に子どもを預けることが可能になる。これらは一見保護者にとって便利なようである。しかし、認



可基準もさまざままで、例えば地域型保育事業の認可は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を策定することになっている。国基準でみても小規模保育事業について、職員の配置基準は現行保育所水準並みではあるものの、資格要件について、型によっては保育士資格要件がないなど、保育の質保障の面で憂慮すべき内容となっている。

第3に保育の必要性の認定と必要量の認定についてである。新制度では、保育の必要性の認定において、保護者の労働時間を基に、短時間保育の子どもと長時間保育の子どもに区分がなされる予定である。現行制度の下では、市町村が申し込みを受けて、入所要件を満たすとされた子どもは、市町村の責任で入所先が決定され、入所児童は原則8時間を基本に必要なに応じて保育を受けることができる。しかし、新制度では長時間保育の子どもと短時間保育の子どもが混在することになり、保育の現場では相当の混乱が予想され、子どもの年齢に応じたカリキュラムの作成や保育実践が困難になると思われる。何よりも保護者の状況により子どもが分断されることは子どもの最善の利益から考えて問題がある。また、保育の必要性に加え、必要量の認定を新たに受けるとなると、手続きが煩雑な上、申請から認定までの間に相当の期間がかかると予想される。日本弁護士連合会ではこのような保育の必要性の認定制度は、子どもの保育を受ける権利の実質的保障とは相反する制度であるので、その撤廃を求めている<sup>4)</sup>。

この他にも子ども子育て新制度の問題点として、保育に関する公金の使途や使途制限のない給付金となることによる補助金や補助制度の廃止、委託費＝施設給付費も保育の必要量の区分に応じることによる短時間保育児の受け入れの問題、保育必要量を超える保育についての保護者負担の増大など新制度については多くの問題点が指摘されている<sup>5)</sup>。

#### 4 望まれる保育制度の充実

今日子どもの貧困が深刻化し社会的に問題となっている。2013(平成25)年6月19日には家庭の経済状態によって子どもの将来が左右されることがないように環境を整備することを目指して、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が

成立している。2010(平成22)年国民生活基礎調査での相対的貧困率は全体で16.0%、17歳以下の子どもで15.7%となっている。一方、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち大人が1人いる世帯の相対的貧困は50.8%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は12.7%となっている。また、OECDでは2000年代半ばまでのOECD加盟国の相対的貧困率を公表しているが、これによると、わが国の相対的貧困率はOECD加盟国34か国中27位と高い水準となっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人が1人いる世帯の相対的貧困率が加盟国中最も高くなっている。

こうした指標などからひとり親家庭等、大人1人で子どもを養育している家庭において、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえる。生活がやっとの家庭では、子どもの教育に十分お金をかけることができず、それが子どもの学習や進学に影響し、そのために社会にでても有利な職につくことができずに貧困状態に陥るという「貧困の連鎖」が懸念されている。ひとり親家庭の貧困の中でも、母子家庭の貧困はとりわけ深刻で、母子家庭の就労率は85%と高いにも関わらず、約7割が年間就労収入200万円未満という状況がある2005(平成17)年。母子世帯では「子育てを一人で担うという責任と経済的な困難に直面するというリスクを併せて抱えていると考えられる。」と内閣府男女共同参画局男女共同参画白書(概要版)平成22年版で分析している。

また、近年ではパート・アルバイト・派遣・嘱託・契約といった非正規労働者の割合が各年齢、男女で上昇している。2013(平成25)年には非正規比率が男性20.9%、女性55.4%と男女とも過去最高を更新している。特に15~24歳の若年層の男性の非正規比率の上昇が目立っている。少子化については男子雇用者の正規、非正規の有配偶比率を年齢別に見た場合、非正規従業員の有配偶率は、正規従業員の半分前後となっており、非正規労働者の増加が非婚を通じて少子化につながっていることが確認される。

このように子ども・若者の貧困が進み、子どもを育てる親たちの労働状況や経済状況が厳しさを増す中で、保育制度は働く親たちの労働を支え、子どもの健全な発達を支える場として必要不可欠なものである。

さらに、今日、児童虐待を初め、家庭の養育力の低下からくる養育不全、グ

レーゾーンの広がり、食の問題や生活習慣の問題（遅寝遅起きの子どもが増えている）など、福祉や養護面から見た子どもの育ちが問題となっている。

歴史的な理由によって、わが国の乳幼児期のケア政策（＝保育所）と教育政策（＝幼稚園）とは別々に発展してきた。そして、乳幼児期のケアは親の私的責任であって公的な責任ではないとして保育所抑制政策がとられてきた。子ども・子育て支援新制度においても3歳以上の「標準時間」利用という言葉にその考えは表れているし、「教育」と「保育」をあえて区別し保育の必要量を認定しなくてはならない理由もそこにあるのであろう。しかしながら、今日、上に述べたように一般家庭の中で子どもを育てることが大変困難になっており、子育ての社会化、共同化が求められている。子どもの健全な発達には仲間、時間、空間の「三間」が必要と言われるが、今日の子どもにはこの「三間」が欠けている。しかし、保育所には同年齢、異年齢などさまざまな仲間がおり、ゆったりと好きな遊びに打ち込める時間が保障され、子どもの発達や興味にそった遊具が備えられ、保育室や園庭など遊ぶ場所が整えられている。そして、そこでは子どもばかりではなく、母親たちもまた、保育の専門家や他の母親たちとつながって子育てについてさまざまな支援や知識、情報を得ながら自らを成長させていく場所となっている。

すでに見たように子どもの貧困、児童虐待などは大きな社会問題となっており、子どもの健全な発達や教育を考える上で、養護や福祉面での配慮が以前にもまして求められている。そして、そのような養護や福祉面での配慮と不即不離の関係で乳幼児の教育は成り立つのである。保育所はそのような子どもの育ちにふさわしい場所である。我々は児童福祉法第24条第1項に基づく公的保育制度をしっかり守り、さらに充実させていくこと、そして、保育を必要としているすべての子どもたちに無償で保育が提供されるよう、国や地方公共団体に強く働きかけていく必要がある。

## おわりに

近年ではサービス経済の発達と女性の給与雇用職への参入、女性にとって、より公平な形での仕事の責任と家庭の責任の両立の必要性、特にヨーロッパ諸国における、出生率低下と移民の増加と言う人口動態問題、乳幼児期に始まる貧困と不平等の連鎖を断つことの必要性などの課題に直面し、質の高い乳幼児期の教育とケアの問題に各国政府の注目が集まっている。このような国際的動向を踏まえ、わが国でも「幼児教育の無償化」が具体的に検討されはじめている。1998年3月、OECD教育委員会は、乳幼児期の教育とケア（Early Childhood Education and Care ECEC）政策に関するテーマ調査に着手し、2002年からはさらに範囲を広げて実施している。その結果を「人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（Starting Strong: Early Childhood Education and Care）I、IIとして2001年と2006年に刊行している。これによると、「現在の経済の正統的理論とは逆に、OECDの調査から示唆されるのは、少なくとも現時点では、当局が管理する供給サイドに対する公的投資モデルは、親に対する助成モデルよりも、サービスに質の均等性をもたらし、乳幼児（1～6歳）人口を広くカバーできるということである。市場化された質の不均等は、民間施設に対する規制の弱さ、家庭的保育が多いこと、民間事業者が質の高い職員を十分な数だけ雇い入れようとしないことに起因している。」とされ、乳幼児期の教育とケアに対する公的な関心、公共財（=public goods）として国が法制化と財政の重要な権限をもつべきである、と主張している<sup>6)</sup>。

安部政権は今年春、保育の受け皿を5年間で40万人分増やして待機児をゼロにする「待機児童解消加速化プラン」を打ち出した。今年度からスタートし、来年度は10万人分増やす方針とされている。2014(平成26)年度政府予算案では認可保育所をつくる費用や、特にニーズが大きい0～2歳児向けの小規模保育や認可外施設への支援などに6929億円を計上している<sup>7)</sup>。

政府は待機児童解消を大きな社会問題と認識して、その解消を目指そうと必死になっており、そのために様々な政策が打ち出されてきている。しかしながら、教育は未来への投資と言われるように、子どもの教育や発達には長期的な

展望や構想がなされ、社会的目標や教育的目標についての合意が図られることが不可欠である。保育制度については、待機児童解消のためや経済、財政効率の観点から制度改革が図られてきているが、国連子どもの権利条約が示すように、乳幼児期からの発達と教育への権利を有する子どもたちにふさわしい教育の制度や保育の内容とはどのようなものか、子どもの最善の利益にたって検討していくことが求められている。

## 注

- 1) 東弘子「幼保一体化をめぐる議論」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 745 (2012 3 30)p.4-5
- 2) 大場牧夫「幼稚園・保育所の保育の共通的理解について」大場牧夫他編著「保育内容総論—保育内容の構造と総合的理解」萌文書林 1992 p.26
- 3) 中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会編著「テッテイ解明！子ども・子育て支援の新制度」自治体研究社 2012 p.142
- 4) 日本弁護士連合会 子どもの保育を受ける権利を実質的に保障する観点から子ども・子育て関連三法（子ども・子育て新システム）が施行されることを求める意見書『月刊保育情報』No.438 2013年5月号 p.6-7
- 5) 詳しくは同上書 p.5-8
- 6) OECD 編著 星美和子 首藤美香子 大和洋子 一見真理子訳 「OECD 白書 — 人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較—」明石書店 2011 p.131
- 7) 朝日新聞 2013年12月25日付

## 参考文献

- 伊藤周平「子ども・子育て支援法と改正児童福祉法24条の諸問題」『月刊保育情報』2013年7月号 p.6-15
- 近藤幹生「保育園と幼稚園がいっしょになるとき—幼保一元化と総合施設構想を考える」岩波ブックレットNo.679 2006
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編「保育白書2013」

高林秀明「日本の保育政策と新制度の問題（上）―子育て家族のライフストーリーから―」

『月刊保育情報』No.442 2013年9月号 p.3-10

高林秀明「日本の保育政策と新制度の問題（下）―子育て家族のライフストーリーから―」

『月刊保育情報』No.443 2013年10月号 p.3-10

普光院亜紀『日本の保育はどうなる―幼保一体化と「こども園」への展望』岩波ブックレットNo.840 岩波書店 2012

藤井伸生「小規模保育事業構想の問題点と対案」『月刊保育情報』2013年11月号 No.444 p.4-7

藤原辰志「子ども・子育て新システムの問題点―幼保一体化政策「関連三法」について―」愛知江南短期大学紀要 42(2013)45-55

待井和江編「保育原理第5版」ミネルヴァ書房 2004

村山祐一『「子育て支援後進国」からの脱却―子育て環境格差と幼保一元化・子育て支援のゆくえ―』新読書社 2008